



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2014 JULY/159号

## ★ 「特許法等の一部を改正する法律」成立 ★

岡本特許ニュース第157号で紹介した「特許法等の一部を改正する法律案」が本年4月2日に参議院で、4月25日には衆議院でも可決され、成立しました。改正法の公布は5月14日、施行はこの公布日から1年以内です。改正法について復習と補充をしておきます。

### (1) 特許法の改正

特許異議申立制度が復活します。特許異議申立は、特許掲載公報の発行日から6か月以内に誰でも行うことができます(特113条)。上記ニュースでは、新異議申立制度は、「平成15年廃止前の旧異議申立に酷似」と述べていますが、次の相違点にも注意してください。

- ① 新制度では、異議申立書の要旨変更を認める期間が短縮されています。すなわち、旧制度では、異議申立をした場合、申立期間内であれば、取消理由通知の有無にかかわらず、申立書の要旨を変更する補正が可能でしたが、新制度では、申立期間内に取消理由通知があった場合、以降は申立書の要旨を変更する補正は不可能です(特115条2項)。
- ② 旧制度では口頭審理もあり得ましたが、新制度では全件書面審理とされています(特118条1項)。
- ③ 特許権者による訂正請求があったとき、旧制度では異議申立人に意見提出が認められていませんでしたが、新制度ではこれに対して意見提出が認められます(特120条の5、5項)。

### (2) 意匠法の改正

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に加入するための整備が行われます。

- ① 我が国を指定する国際出願は、協定に基づき国際登録及び国際公表がされていれば、その国際登録の日になされた意匠登録出願とみなされます(意60条の6、1項)。
- ② 複数意匠を含む国際出願は、意匠ごとにされた意匠登録出願とみなされます(意60条の6、2項)。
- ③ 国際公表されることが前提であるため、「秘密意匠制度」(第14条)は適用されません(意60条の9)。
- ④ 意匠の設定登録前にその意匠が国際公表されることによる模倣被害を防ぐために、特許法に倣い「補償金請求権制度」が設けられます(意60条の12)。

### (3) 商標法の改正

- ① 色彩や音の商標が、我が国商標法の保護対象に追加されます(商2条1項)。「音の商標」については、出願に際し、その商標に関して詳細な説明に記載すると共に、所定の物件(その音を記録したCD等)の提出が必要になります(商5条4項)。
- ② 地域団体商標の登録主体が拡充されます。地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国の法人が追加されます(商7条の2)。

### (4) 弁理士法の改正

- ① 「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命規定が設けられました(弁1条)。
- ② 弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理や出願以前のアイデア段階での業務相談ができる旨、規定されました(弁4条)。
- ③ 特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができる、とされました(弁31条、48条)。